

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要 ＜住基カードの引越継続使用関係＞

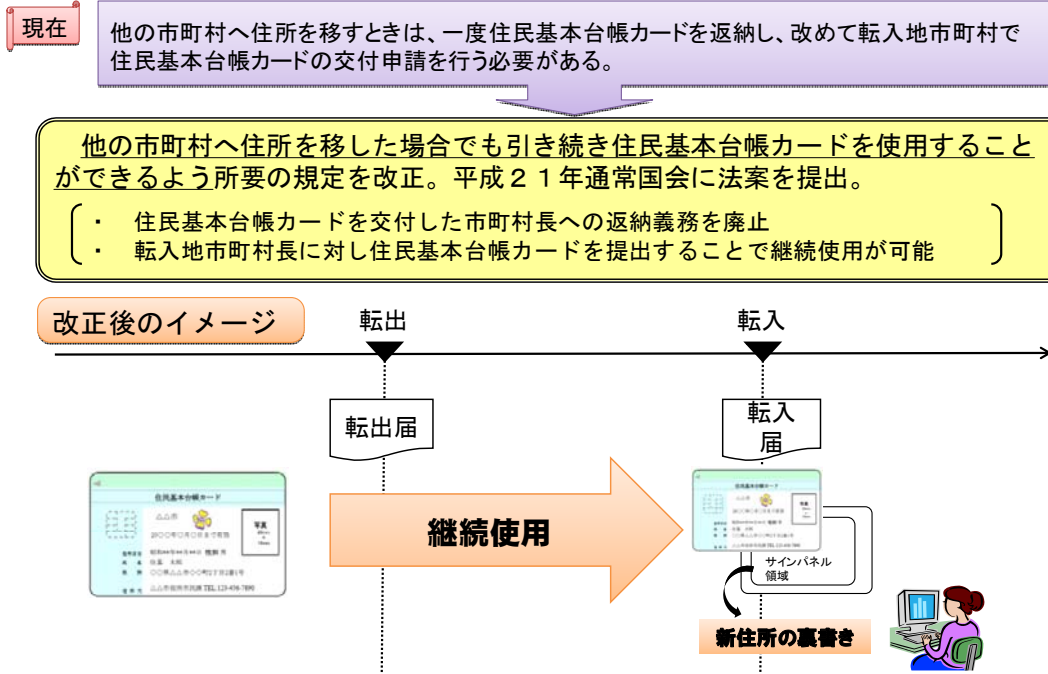


図8-6：住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要¹²

しかしながら、住民基本台帳カードの利用については、住民基本台帳カードは希望者に交付することとなっていること、自治事務として市町村が発行責任者となっていることなど、現時点での社会保障カード（仮称）の検討状況に照らして課題もあることから、これらに留意しつつ、引き続き検討を行う。

また、その他の媒体については、携帯電話等の情報通信機器を活用した電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化等に関する検討状況、技術動向にも留意し、引き続き検討を行う。

¹² 総務省自治行政局市町村課作成資料